

市第43号議案

横浜市中央卸売市場業務条例の一部改正

横浜市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成20年9月4日提出

横浜市長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

横浜市中央卸売市場業務条例（昭和47年3月横浜市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条中「98,555平方メートル」を「106,211平方メートル」に、「36,438平方メートル」を「42,600平方メートル」に改める。

第44条中「第56条で規定する」を「第56条第1項の」に改める。

第45条第3項中第16号を第17号とし、第9号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 第56条第1項の委託手数料の額に関する事項

第52条第3項中「第56条」を「第56条第1項」に改める。

第55条第2項第3号を次のように改める。

(3) 当該卸売に係る第56条第1項の委託手数料の額

第56条を次のように改める。

（委託手数料等の額）

第56条 卸売業者は、卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から収受する委託手数料の額（卸売金額に定率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を定めるときは、第4項の規定により当該委託手数料の額を適用する日の属する年の前年の12月31日

までに、規則で定めるところにより、その内容を市長に届け出なければならない。当該委託手数料の額を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 市長は、前項の規定による届出を行う卸売業者から、その内容に関し、当該卸売業者の経営に与える影響その他必要な事項について説明を求めることができる。
- 3 市長は、第1項の規定による届出の内容が、委託者に対して不当に差別的な取扱いをするものであること、公正かつ適正な取引を損なうものであること、卸売業者の財務の健全性を損なうものであること等のため、生鮮食料品等の円滑な供給に支障が生ずると認めるとき、その他不適切と認めるときは、卸売業者に委託手数料の額の変更を命ずることができる。
- 4 第1項の委託手数料の額は、卸売業者が同項の規定による届出を行った日以後の最初の4月1日以後に行われる卸売について適用する。
- 5 卸売業者は、第1項の委託手数料の額を卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に掲示する等により、委託者に周知しなければならない。
- 6 食肉部の卸売業者が行う第1項の規定による届出に係る委託手数料の額は、第41条の委託を受けた場合における原皮、内臓その他の副産物の販売手数料について準用する。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の横浜市中心卸売市場業務条例（以下「新条例」という。）第56条第1項の委託手数料の額の届出及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、新条例第45条及び第56条の規定の例により行うことができる。

提 案 理 由

卸売市場法の一部改正に伴い、卸売業者が収受する委託手数料の額について届出制を導入する等のため、横浜市中心卸売市場業務条例の一部を改正したいので提案する。